



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 教育委員会規則

- \*1 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 1

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第1号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月22日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸与の条件)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第3号に規定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) その者の属する世帯員全員の収入の年額が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定による生活保護の基準に基づき算定する年額の2倍（次号において「基準額」という。）以下である者（次号に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) その者の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれにも該当する者</p> <p>ア その世帯に属する者であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは同法第124条に規定する専修学校（一般課程を除く。）に在学するもの又は小学校就学の始期に達するまでのものである者（以下この号及び第4項第2号において「在学者等」という。）の数が3以上である世帯</p> <p>イ その世帯の世帯員全員の収入の年額が、基準額に当該世帯に属する在学者等の数から2を除いた数に50万円を乗じた額を加えて得た額以下である世帯</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第2条第2項第3号に規定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) その者の生計を主として維持する者の収入の年額が、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）第21条第2項第2号の規定に基づき独立行政法人日本学生支援機構が定める収入基準額（次号において「収入基準額」という。）以下である者（次号に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) その者の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれにも該当する者</p> <p>ア その世帯に属する在学者等の数が3以上</p>	<p>(貸与の条件)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第3号に規定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) その者の属する世帯員全員の収入の年額が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定による生活保護の基準に基づき算定する年額の2倍以下である者</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第2条第2項第3号に規定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) その者の生計を主として維持する者の収入の年額が、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）第21条第2項第2号の規定に基づき独立行政法人日本学生支援機構が定める収入基準額以下である者</p>

である世帯  
イ その世帯の生計を主として維持する者の  
収入の年額が、収入基準額に当該世帯に属  
する在学者等の数から2を除いた数に50万  
円を乗じた額を加えて得た額以下である世  
帯

(3) 略  
5

(2) 略  
5

別記第1号様式(裏面)を次のように改める。

別記第1号様式(第5条関係)

(裏面)

奨学金を 必要とす る理由	-----
	-----
	-----

上記の申請について、親権者(後見人)として同意します。

(親権者(両親のいずれかがいないときには1人)本人が、自署・押印してください。)

親権者氏名 \_\_\_\_\_ 印 続柄 \_\_\_\_\_

親権者氏名 \_\_\_\_\_ 印 続柄 \_\_\_\_\_

(親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。)

後見人氏名 \_\_\_\_\_ 印 続柄 \_\_\_\_\_

学校の受付印

別記第2号様式中「20歳」を「18歳」に改める。

別記第5号様式（裏面）を次のように改める。

別記第5号様式（第5条関係）

（裏面）

上記の申請について、親権者（後見人）として同意します。

（親権者（両親のいずれかがいないときには1人）本人が、自署・押印してください。）

親権者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

親権者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

（親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。）

後見人氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

学校の受付印

別記第6号様式（裏面）を次のように改める。

別記第6号様式(第5条の2関係)

(裏面)

所得から差し引かれる金額	申請者の就学者控除	万円
	母子・父子世帯(子が18歳未満(18歳以上の就学者を含む。)であること。ただし、60歳以上で経済力のない祖母のいる世帯を含む。)(一律99万円)	万円
	障害のある人がいる世帯(公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就床を要する要介護の人等のいる世帯)(1人99万円)	万円
	主に生計を支えている者が別居している世帯(別居により生じた住居、光熱、水道、家具及び家事用品の実費を71万円を限度に控除する。)	万円
	長期に療養を要する人のいる世帯(6か月以上療養中の人又は療養を必要とする人のいる世帯)	万円
	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時まで被害を受け、今後2年以上にわたり支出の増加又は収入の減少が見込まれる場合における1年当たりの支出増加額又は収入減少額を控除する。)	万円
	② 控除額合計	万円
③ 認定所得額(①-②)	万円	
④ 収入基準額	万円	

※は、いずれか該当する方を○で囲んでください。

## ◎進学助成金を必要とする理由

進学助成金の貸与を希望するに至った家庭事情等を記入してください。


上記の申請について、親権者(後見人)として同意します。

(親権者(両親のいずれかがいないときには1人)本人が自署・押印してください。)

親権者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

親権者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

(親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。)

後見人氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

学校の受付印


別記第9号様式及び別記第11号様式中「20歳」を「18歳」に改める。

別記第16号様式及び別記第17号様式を次のように改める。



別記第16号様式(第11条関係)

辞 退 届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	(〒 - )	連帯保証人 (保護者等) 住 所	(〒 - )
本人住所	(〒 - )		
氏 名		氏 名	

下記のとおり和歌山県修学奨励金の貸与を辞退したいので、和歌山県修学奨励金貸与  
 条例施行規則第11条第5号の規定により届け出ます。

記

1 氏 名

2 学 校 名 (及び学年)

第 学年

3 辞退年月日

年 月 日

4 辞退理由

[ ]

別記第17号様式（第11条関係）

他奨学金等適用届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号		連帯保証人 (保護者等)	(〒 - )
本人住所	(〒 - )		
氏名		氏名	

下記のとおり他奨学金の適用を受けることとなったので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第6号の規定により届け出ます。

記

1	適用奨学金名	
2	適用開始年月日	年 月 日

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。